

農業次世代人材投資事業の概要

1. 趣旨

農業者の高齢化が進展する中で、持続可能な農業を実現するために、次世代を担う新規就農者を確保するため、青年の就農意欲の喚起と就農直後の経営不安定期を支援する。

2. 事業内容

50歳未満の認定新規就農者^{*1}に対して、年間最大150万円を最長5年間交付する。（夫婦で事業を活用する場合は、年間最大225万円（1.5人分相当額）を交付する。）

3. 主な要件

- ・50歳未満の認定新規就農者であること。
- ・人・農地プラン^{*2}に中心経営体^{*3}として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・前年の世帯所得が600万円以下であること。

4. 交付額

区 分	1年当たりの交付額
経営開始1年目	150万円
前年の所得が100万円未満	150万円
前年の所得が100万円以上350万円未満	$(350\text{万円} - \text{前年所得}) \times 3/5$

※前年所得が350万円以上の場合は交付額が0円となる。

5. 事業開始後のサポート体制

新規就農者の農業経営等の諸課題に対して助言・指導を行うため関係機関と連携しサポートチームを構築している。

サポート分野	機 関
経営・技術	上北地域県民局、JA十和田おいらせ
営農資金	日本政策金融公庫、JA十和田おいらせ
農 地	市農業委員会

【用語説明】

※1）認定新規就農者：新規就農から5年以内の者で、青年等就農計画（所得目標200万円以上）を作成し市町村から認定を受けた農業者。

※2）人・農地プラン：地域の農業者の話合いに基づき、今後の地域農業の在り方や担い手への農地集積の方針を定めたプラン。

※3）中心経営体：地域の農地を集積する担い手として人・農地プランで位置付けられた農業者。